6/21□□□□□□□□□□□□□2018□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□

◆□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆□□□□□□
□□□□□□□□-□□□□-□□□□□□□□□□□□□-□□□□-□□□□□□□□

★□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

安保法制違憲訴訟 2018 連続学習会
6月21日(木)
18:15～20：30
浦和コミュニティセンター
第15集会室（浦和パルコ上9階）
参加費：500円
新安保法制で変わる自衛隊の実態
講師 半田 滋さん/東京新聞論説兼編集
Q. 集団的自衛権行使を認めた新安保法制で、
自衛隊はどう変わったの？変わるの？
Q. シビリアンコントロール（文民統制）はどうなってるの？
Q. イラク派遣の日報、南スーダンの日報隠ぺい問題で、何が隠されているの？
Q. 南スーダンＰＫＯ派遣で自衛隊員が戦闘に巻き込まれるリスクは？
Q. 朝霞駐屯地の新設された陸上総隊とは？ Q. 島嶼防衛は必要？
Q. 日本が紛争に巻き込まれる 蓋然性は？
私たちは主権者として知らなければならないことを学びましょう！
半田滋さんのプロフィール
1955年生れ。91年中日新聞社入社。東京新聞論説兼編集委員。獨協大学非常勤講師。92年より防衛庁取材担当。2007年東京新聞・中日新聞連載の「新防人考」で第13回平和・協同ジャーナリスト基金（大賞）を受賞。著書：「零戦パイロットからの遺言-原田要が空から見た戦争」（講談社）、「日本は戦争するのか－集団的自衛権と自衛隊」（岩波新書）など多数。
共催：安保法制違憲訴訟埼玉の会 安保法制違憲訴訟弁護団
問合せ先：090-1702-8944（白田）・090-4373-0937(石垣)
★ 傍聴(デモ)のお願い＆違憲訴訟・賛同人受付中
第9回口頭弁論 さいたま地裁（傍聴の抽選2時半）
7月11日（水）午後3時～ （デモ浦和駅2時出発）

ご支援ご賛同のお願い

安保法制違憲訴訟埼玉の会

私たちは裁判所に
安保法制（戦争法）の、違憲判決を求めています

みなさんへ

ご承知の通り、戦後72年間日本の平和が守られて来たのは平和憲法9条のおかげです。
戦争は単に殺りくだけでなく、飢餓、性暴力、破壊、火災、難民孤児、略奪、障害者等弱者排除、貧困、言論弾圧等々を生じさせます。アジア・太平洋戦争では日本人310万人、アジア人2000万人、欧米人70万人もの犠牲者を産み出しました。**「戦争はもうこりごり」**と、日本国民・市民は戦争の反省から平和憲法を熱烈歓迎しました。この平和憲法は、アジア等世界の人びとに向かって、武力行使の反省と共生への道を示したものです。

みなさん、軍人と武器は何も生産しません。軍人の衣食住費、武器の生産と維持費、これはみなさんの税金で賄われます。ですから、軍隊を持つと国民の生活が苦しくなるのです。ご承知の通り、集団的自衛権に基づく安保関連法は、圧倒的多数の憲法学者、元最高裁判所長官、元内閣法制局長を初めとして、「安保法制は違憲である」と述べられています。

平和を求める主人公は私たち

憲法学者の青井未帆教授は「違憲立法審査権の行使が今問われている。国民の声を届けるのが原告の責務。裁判所に政治の主人公は私たちだ、と訴えることが必要」と述べています。

ぜひ一人でも多くの方が賛同人になって頂けるようお願いいたします。
賛同人の皆さまにはニュースレターで裁判期日、集会・学習会等のご案内をお送り致します。

呼びかけ人は落合恵子、鎌田慧、神田香織、太田堯、鎌倉孝夫他40名

むのたけじさんの言葉「**戦争は始まってしまったら、すぐ止めることはできません。始まる前に行動を起こすことです**」

原告:共同代表:門奈直樹、倉橋綾子、野島久美子、白田真希他原告575名
（2016年6月20日の第一次から三次まで）

弁護団:北澤貞男弁護士他104名、賛同人現在受付中

尚全国での原告総計は7254名、弁護士1607名となっています。

2018年4月13日

原爆の図・少年少女・丸木美術館蔵

ご支援・ご賛同のお申し込み電話・ファクス 049-290-6604 携帯090－1702-8944
メール saitama@anpoiken.jp
郵 便 〒354-0044 入間郡三芳町北永井871-6-2-207 白田方 安保法制違憲訴訟埼玉の会
郵便振替→00100-8-450868 加入者名：安保法制違憲訴訟埼玉の会
ゆうちょ銀行口座→口座名：安保法制違憲訴訟埼玉の会 口座番号：10380-73977281
ゆうちょ銀行以外から→【店名】〇三八（読み ゼロサンハチ）
【店番】038 【預金種目】普通預金 【口座番号】7397728：

「安保法制違憲訴訟埼玉の会」賛同人申込書　　キリトリ

※裁判費用として賛同費（一口千円）のご協力をお願いします（振込先は上記です）。　賛同金　　口

お 名 前	
ご 住 所	〒
電　　話	
アドレス	

＊ 頂いた個人情報は本件違憲訴訟以外には使用しません

□□□□□□□□⇒□□□□□□□□□2018□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

(□□□□□□□)

AI□□□□□□□□

□□AI□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

□□□□□□□10□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

□3□□□□□□□□□□□□□
□□□:□□□□□□□□□□□□□

外国人技能実習生問題弁護士連絡会
設立10周年記念シンポジウム

実習生弁連の10年と今後の取組み

技能実習制度については、従来から、国際貢献という制度目的と実態の乖離、労働関係法令違反、人権侵害、中間搾取、送出し国における保証金・保証人・違約金契約といった様々な問題が指摘されてきました。

実習生弁連は、2008年、研修・技能実習制度で就労する労働者の権利を擁護するために、弁護士有志によって設立されました。2009年の入管法改正によって、新しい技能実習制度が導入されましたが、上記のような労働問題や人権問題が多数発生しました。そのような状況下で、同制度を拡大する技能実習法が、2017年11月1日に施行されました。

実習生弁連では、設立10周年という節目となる今年、創立10周年記念シンポジウムを開催いたします。シンポジウムでは、これまで実習生弁連が取り組んできた事件を振り返り、技能実習制度をおさらいした後、現場で実習生の支援にあたっている方々からご報告を頂きます。その後、パネルディスカッションにおいて、同制度の問題点が新法施行により解消されているのか検証し、また、あるべき外国人受入制度について議論します。

日時：7月14日（土）14時～16時30分

（開場13時45分）最寄り駅：小田急線「参宮橋」駅下車徒歩　約7分

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟　国際会議室

参加費：資料代　500円（当日、受付でお支払い下さい）
資料準備の都合上、裏面FAXにて、事前申込みを頂ければ幸いです。技能実習生の方は無料です。

プログラム

（１）基調報告
①弁連のこれまでの取組み　指宿昭一（弁護士・実習生弁連共同代表）
②技能実習制度について　鳥井一平（移住連代表理事）

（２）報告
①岐阜アパレル　甄凱（ケンカイ）（岐阜一般労働組合）
②ビルマ人実習生　ミンスイ（在日ビルマ市民労働組合）
小山正樹（ＪＡＭ）
③愛知での取組み　榑松佐一（愛労連）
④新法の評価　旗手明（実習生権利ネット・自由人権協会）
⑤サプライチェーンの視点から　伊藤和子（弁護士・Human Rights Now）

（３）パネルディスカッション
テーマ：新法及び実習機構の評価・検証、あるべき外国人労働者受入制度

お問合せ　樋川　雅一（実習生弁連事務局）
TEL　049－225－2254　FAX　049－225－2174

実習生弁連１０周年シンポジウム
参加申込用紙

FAX ： ０４９-２２５-２１７４

下記、必要事項をご記入のうえ**２０１８年7月7日（土）まで**に、
上記 FAX 番号までお送り下さい。

申込日： 年 月 日

ふりがな 氏　名	
質問等がございましたらお書き下さい	

申込用紙送付先

〒350-0062　埼玉県川越市元町２－４－１１
弁護士法人川越法律事務所　実習生弁連事務局　樋川雅一　宛
FAX：０４９-２２５-２１７４

□□□□□□□□⇒7□14□□□□□□□10□□□□□□□□□
⇒□□□□□□□

7/29 □□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□ □□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□

□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

公正な税制を求める市民連絡会 設立３周年記念集会

希望と連帯の社会をめざして

～格差社会を乗り越える財政とは～

埼玉大学准教授、1974年生まれ。専門は財政学、新潟県立大学准教授等を経て現職。 著書に『地域切捨て―生きていけない現実』（共編著、岩波書店）、『福祉財政』（共編著、ミネルヴァ書房）など

×

立命館大学教授、1964年生まれ。専門は理論経済学、久留米大学教授を経て現職。著書に『この経済政策が民主主義を救う』（大月書店）、『自由のジレンマを解く―グローバル時代に守るべき価値とは何か』（PHP新書）など

講師 高端正幸さん　講師 松尾匡さん

公正な税制を求める市民連絡会では、これまで社会保障の切り捨てを止めさせて、人間らしい暮らしを支える税制、財政とは何かを求めて活動してまいりました。
今、急速に進む少子高齢化と広がる格差社会に対して、実効性のある税制と財源が求められています。
本シンポジウムでは、「積極的な財政出動で消費を増やして景気回復をはかり、緩和マネーを福祉・医療に使って雇用拡大することで、消費税増税は不要」と提言する松尾匡さんのお話と、「共通のニーズを満たし、尊厳を保障するための税制を」と提言する高端正幸さんのお話を基に、更に北欧やイギリスの事例も参考にして、希望と連帯の社会をどのように作るかを考えます。
多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

プログラム

14：00～ 総会
14：15～17：30 設立記念集会
14：15～ シンポジウム
当事者報告
基調講演1　松尾 匡さん
「財源はある、必要なのは政治的意志だ」
基調講演2　高端正幸さん
「税とは何か？『分かち合い』を実現するための財政社会学」
休憩　10分
15：45～ パネルディスカッション
松尾 匡さん　立命館大学教授
高端正幸さん　埼玉大学准教授
竹信三恵子さん　和光大学教授、ジャーナリスト
宇都宮健児　弁護士　公正な税制を求める市民連絡会 共同代表
猪股 正　弁護士　公正な税制を求める市民連絡会 事務局長

日時 7月29日（日）
14：00～17：30
（13：30開場）

場所 主婦会館プラザエフ 8階スイセン

会場 MAP

〒102-0085
東京都千代田区六番町15番地
TEL 03-3265-8111(代)
●JR（中央線）四ッ谷駅麹町口より徒歩1分
●地下鉄（丸の内線・南北線）四ッ谷駅から徒歩2分

資料代：1000円※事前申込み不要
（＊お支払いが難しい方は入場時にお声をおかけください。無料で資料をお渡しします。）

主 催 公正な税制を求める市民連絡会
連絡先 さいたま市浦和区岸町7－12－1 電話 048－862－0355
東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 FAX 048－866－0425
弁護士 猪股正 HP http://tax-justice.com/

□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□

□□□□□

□□□□

□□□□□□□□□□□□

10□□□□□□□□□□□

□□□□